

第 4 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成21年6月25日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成21年6月25日(木曜日)

午前10時0分開議

午後0時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

議案第8号 熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 工事請負契約の変更について  
報告第1号 平成20年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成20年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①経済対策に伴う事業の前倒し執行について

②建設工事における最低制限価格・低入札価格調査制度の見直しについて

③川辺川ダムについて

④路木ダム確認作業報告書について

⑤「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結果(平成20年度)

⑥整備新幹線総工事費増額について

出席委員(8人)

委員長 守田 憲 史

副委員長 上田 泰 弘

委員 児玉 文 雄

委員 渡辺 利 男

委員 中原 隆 博

委員 堤 泰 宏

委員 吉永 和 世

委員 高木 健 次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 松 永 卓

総括審議員兼

次長 江 副 健 二

次長 天 野 雄 介

次長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 戸 塚 誠 司

監理課長 鷹 尾 雄 二

用地対策課長 佐 藤 國 一

土木技術管理室副室長 竹 下 喜 造

首席土木審議員兼

道路整備課長 西 山 隆 司

道路保全課長 古 賀 充 信

河川課長 野 田 善 治

港湾課長 潟 山 修 市

都市計画課長 船 原 幸 信

下水環境課長 西 田 浩

建築課長 生 田 博 隆

営繕専門監 平 野 和 実

住宅課長 小 林 至

砂防課長 猿 渡 慶 一

事務局職員出席者

議事課主幹 津 川 尚 美

政務調査課課長補佐 小 林 昌 樹

午前10時0分開議

○守田憲史委員長 ただいまから、第4回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思いません。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは立ち上がって一礼をされ、着席し、説明を行ってください。

それでは、松永土木部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○松永土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、まず、最近における土木部行政の動向等について御報告申し上げます。

最近の景気の動向につきましては、日本銀行熊本支店が5月に発表した金融経済概観において、「悪化のテンポが緩やかになっている」とやや上方修正がなされましたが、県内製造業の景況感は過去最低水準まで悪化しており、極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、土木部といたしましても、今回、国の経済危機対策に積極的に呼応した公共事業の増額補正をお願いしております。今後も景気の動向を注視し、また国の動向も見きわめながら的確に対応してまいります。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、今回の国の補正予算で、経済対策として、整備新幹線事業費全体で約1,100億円が織り込まれたところでございます。鹿児島ルートには約425億円、そのうち本県へは全線開業に

向けて約152億円が配分されたところでございます。

県といたしましては、補正予算でお願いする前に、まずは今回の事業費増額の前提となる変更認可について、福岡県、佐賀県と連携して内容の精査を行う必要があると考えております。

今後も引き続き平成23年春の全線開業を目指し、残っている諸問題の解決を積極的に支援するとともに、熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業のほか、新玉名駅周辺の整備などに全力で取り組んでまいります。

川辺川ダム問題に関する球磨川水系の治水対策につきましては、去る3月26日の第2回「ダムによらない治水を検討する場」の会議で、県はダムによらない治水のアイデアを提案いたしました。6月8日の第3回会議では、そのアイデアを検討する条件等について協議し、検討条件が整いましたので、これからダムによらない治水対策の具体的検討に入っていくこととなります。今後も国や流域市町村とともに、丁寧かつ迅速に、ダムによらない治水対策の検討に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、路木ダム建設事業につきまして、ことし4月に知事は、6月議会までに考えを丁寧に説明する機会を設けると申し上げました。これを受けまして、事業が計画された背景やダムの目的である治水・利水・環境・財政の4つの観点から、これまでの検討内容を精査しまとめる作業を行いました。

その結果、治水・利水・財政の観点からはダムが最善の方策であること、また環境に与える影響は小さいことを報告書に取りまとめ、知事に報告をいたしました。知事はその報告をもとに、路木ダム建設事業に関する自身の考えを、今月3日の自民党政審会と各党派への説明会の場で御説明をいたしました。今後も路木ダム建設について、県民の皆様の理解を得るために努力してまいりたいと考え

ております。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明をいたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案2件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明をいたします。

今回の補正予算は、悪化を続けている県内の経済情勢に対応するために、国の経済危機対策において創設された地域活性化公共投資臨時交付金、及び地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用し、財政再建戦略との整合を図りながら、一般会計で総額287億8,449万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、現計予算と合算した一般会計の予算総額は1,359億3,257万4,000円となり、対前年度比は24.1%増となっております。

投資的経費につきましては、平成20年度2月補正予算の緊急経済対策に平成21年度当初予算を加えた13カ月予算としておりましたが、さらに今回の経済対策分を加算すれば、対前年度比は35.5%の大幅増となります。なお、公共事業に係る平成21年度当初予算の上半期発注率につきましては、特別な事情があるものを除き8割を目指し最大限努力いたします。

今回の土木部関係の補正予算は、緊急的な県民の安全安心の確保と中長期的な県政発展につながる基盤づくりという、2つの視点を重視した予算としております。

まず、初めに、緊急的な県民の安全安心の確保でございますが、緊急的な公共事業の前倒し、追加として、通学路等の歩道の整備や道路舗装・補修、橋梁補修等の確に対応してまいります。また、道路災害防除や河川改修、海岸保全事業等による災害の未然防止、交通結節機能強化のための道路改築や港湾施設の整備等を前倒して実施いたします。

次に、中長期的な県政発展につながる基盤づくりといたしまして、熊本港、八代港のコンテナ貨物利用企業への支援を行うことにより、世界的な景気の悪化によって減少しているコンテナ貨物取扱量が回復・増加となるよう取り組んでまいります。

以上が、土木部関係の補正予算案でございます。

次に、条例関係議案につきましては、条例の改正といたしまして、熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定についてを1件、工事請負契約の変更についてを1件、計2件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、平成20年度繰越明許費繰越計算書2件と平成20年度事故繰越し繰越計算書1件、計3件について御報告させていただきます。そのほかの報告事項につきましては、経済対策に伴う事業の前倒し執行についてほか5件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明をいたしますので、御審議のほどをよろしく願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回、説明資料といたしまして、建設常任委員会資料、それからその他報告事項ということで6種類の資料を準備しております。

まず、建設常任委員会資料により御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成21年度6月補正予算の資料でございます。このページにつきましては、土木部全体

の予算額の状況を記載しておるものでございます。

今回の補正予算案におきましては、先ほど部長の方から御説明申し上げましたとおり、国の経済危機対策に呼応した経済対策に係る補正予算、国庫補助事業等の内示増減に係る補正予算の計上をしているところでございます。

内訳につきまして、御説明を申し上げます。

2段目の、今回の補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業費につきまして、まず左の方から、補助事業が121億7,229万9,000円、単県事業が115億50万円、直轄事業が50億1,074万6,000円を計上しております。

投資的経費の合計といたしましては、286億8,354万5,000円の増額となっております。消費的経費につきましては、1億95万4,000円を計上しております。一般会計の計といたしまして287億8,449万9,000円の増額となっております。6月補正後の一般会計の合計予算額は、4段目になりますけれども、1,359億3,257万4,000円ということで、前年度の6月補正予算と比較をいたしますと24.1%の増額となっております。

また、特別会計については、今回補正予算の計上はございません。

右側合計欄の4段目、最下段でございますが、一般会計、特別会計を合わせた今回の補正後の予算額は1,446億5,677万2,000円となりまして、前年度6月補正後の予算額と比較をいたしますと22%の増となっております。

次に、3段目に、今回の補正予算のうち経済対策分について記載をいたしております。左の方から、一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で199億552万7,000円、単県事業で39億2,450万円、直轄事業で48億

774万6,000円、投資的経費といたしまして286億3,777万3,000円、消費的経費として1億77万3,000円、合計で287億3,854万6,000円で、今回経済対策に取り組むこととしておるところでございます。

なお、今説明いたしました中で、普通建設事業費の補助事業費で、今回補正額よりも経済対策分の金額が77億ほど多くなっております。これは、国庫補助の内示減による通常分の減額補正が組み込まれているところでございます。

なお、単県事業につきましては、逆に経済対策分より75億円増、直轄事業につきましては2億円余増という形になっておりますが、これは補助で要望しておりました箇所につきまして、交付金事業に振りかえられたことによるものでございまして、トータルといたしましては、経済対策分より4,595万3,000円の増という形になっておるところでございます。

先ほど部長総括説明の中でも御説明をいたしましたが、昨年度の2月補正予算におきまして緊急経済対策を行わせていただきましたが、これを加えました13カ月予算、さらに今回の経済対策分を加えますと、対前年度比は投資的経費で35.5%の増となるところでございます。

各課別の内訳につきまして、下の表に記載のとおりでございまして、説明の方は省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。

21年度の予算総括表でございます。

今回の補正はすべて一般会計のみの補正でございます。各課ごとの補正額、その財源内訳をそれぞれ記載しております。

表の最下段の方の土木部合計欄をごらんください。財源内訳の部分について御説明を申し上げます。

国庫支出金が250億2,907万9,000円、地方

債が25億4,800万円、その他が7億167万1,000円、一般財源が5億574万9,000円の増額でございます。

なお、今回の補正におきましては、国から配分をいただきました地域活性化公共投資臨時交付金等を積極的に活用する必要がありますので、あわせて財源構成も提案をさせていただいているところでございます。

以上が、土木部の全体の予算の状況でございます。

○西山道路整備課長 道路整備課長の西山です。よろしく申し上げます。

それでは、3ページをお願いいたします。

2行目の国直轄事業負担金でございますが、国の経済対策に伴います負担金の増といたしまして、九州横断自動車道延岡線や南九州西回り自動車道等の事業促進を図るために、16億7,625万円の補正をお願いしております。

5行目の道路改築費でございますが、経済対策に伴う増といたしまして、国道関係では、山鹿市の国道325号ほか6カ所を16億7,000万円で、地方道関係といたしましては、大津町の瀬田竜田線ほか3カ所を4億1,000万円、合わせまして20億8,000万円をお願いしております。

また、21億6,000万円が内示減となっておりますけれども、これは地域活力基盤創造交付金事業へ振りかえられております。また、国道325号旭志拡幅におきまして、菊池市から市道のつけかえ分の拡幅分1,500万円を受託することとしております。合わせまして6,500万円の減額をお願いしております。

また、国道266号高戸バイパスの高戸2号トンネルの債務負担行為設定をお願いしております。22年度限度額を4億4,000万円として、23年度を限度額3億円としてお願いしております。

最下段の特殊改良費でございますけれども

も、地域活力基盤創造交付金事業へ14億7,400万円を振りかえております。

4ページをお願いいたします。

上段の単県道路改築費でございますけれども、経済対策に伴う増といたしまして、国道関係は、球磨村の国道219号ほか4カ所を1億2,300万円で、地方道関係といたしましては、熊本市の益城菊陽線ほか50カ所を18億4,700万円、合わせまして19億7,000万円をお願いしております。また、単県道路調査費の1,000万円を道路計画調査費へ振りかえまして、合わせまして19億6,000万円をお願いしております。

2段目の地域活力基盤創造交付金事業費でございますけれども、道路改築費、それから特殊改良費からの振りかえでございまして、国道関係としましては、御船町の国道445号ほか9カ所を14億7,000万円で、地方道としましては、玉名市の玉名山鹿線ほか35カ所を21億4,900万円、合わせまして36億1,900万円をお願いしております。

3段目の道路計画調査費でございますけれども、国の内示増といたしまして1,050万円をお願いしております。

最下段でございますけれども、道路整備課としましては57億2,675万円を補正いたしまして、合計が297億5,365万円となります。

よろしくをお願いいたします。

○古賀道路保全課長 道路保全課長の古賀でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

5ページをお願いします。

上段から3段目の道路維持費でございますが、7億9,400万円の増額を計上しております。その内容について説明いたします。

まず、4段目の道路災害防除費でございますが、経済対策に伴う増として、国道219号球磨村ほか8カ所に対応する予算8億1,000万円の増額、及び国庫補助事業の内示減に伴

います国道212号小国町ほか7カ所に係る5億9,000万円の減額、合計2億2,000万円の増額を計上しております。

なお、補助事業の内示減につきましては、次のページで説明します地域活力基盤創造交付金事業費への振りかえとなっております。

次に、5段目の交通安全施設費でございますが、経済対策に伴う増として宇城市久具地区ほか33カ所に対応する予算21億3,800万円の増額、及び国庫内示減、交付金事業費への振りかえに伴います熊本市飛田地区ほか26カ所に係る13億8,800万円の減額、合計7億5,000万円の増額を計上しております。

次に、最下段の電線共同溝整備事業費でございます。これにつきましては、国庫内示減、交付金事業費への振りかえに伴う予算1億7,600万円の減額補正を行うものでございます。

次に、6ページをお願いします。

最上段の道路新設改良費でございますが、85億5,400万円の増額を計上しております。その内容について説明いたします。

まず、2段目の沿道環境改善費でございますが、国庫内示減、交付金事業費への振りかえに伴います予算2,000万円の減額補正を行うものでございます。

次に、3段目の道路舗装費でございますが、経済対策に伴う増として58億円の増額補正を行うもので、国道389号荒尾市ほか146カ所の舗装・補修を行う予定でございます。

次に、4段目の地域活力基盤創造交付金事業費でございますが、今まで説明してまいりました道路災害防除費、交通安全施設費、電線共同溝整備事業費、沿道環境改善費、及びこの後に説明します橋りょう補修費からの振りかえによります国庫内示増として27億7,400万円の増額を計上しておりまして、国道219号八代市ほか41カ所の各種事業を行う予定です。

次に、5段目の橋りょう維持費につつまし

ては8億5,000万円の増額を計上しております。これは下から3段目の橋りょう補修費に係るものでございまして、経済対策に伴う増として、国道265号高森大橋ほか15カ所の橋りょう補修費14億円の増額、また橋長15メートル未満の橋梁点検に要する費用5,000万円の増額、及び国庫内示減、交付金事業費への振りかえ等に伴います国道325号阿蘇大橋ほか6カ所に係る予算6億円の減額、合計8億5,000万円の増額補正を計上しております。

最下段に道路保全課計を記載しておりますが、補正額101億9,800万円を計上しまして、補正後の合計額は265億2,532万9,000円を予定しております。

道路保全課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○野田河川課長 河川課でございます。よろしくをお願いします。

7ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川海岸総務費で21億3,000万円の増額を計上しております。

内容は、3段目の国直轄事業負担金の増によるもので、右説明欄のとおり、経済対策に伴う白川ほか4河川の負担金でございます。

次に、4段目の河川改良費で24億9,500万円の増となっております。

まず、5段目の河川改修事業費ですが、これは国庫補助を受けて行う河川改修事業でございます。今回9億7,000万円の増でございますが、右説明欄のとおり、経済対策に伴う増が13億7,000万円、また国庫補助事業の当初内示に伴う増が1億3,200万円、減が5億3,200万円、合わせまして4億円の減でございます。

以上の合計で、河川改修事業費で9億7,000万円の増でございます。

次に、下から3段目の都市基盤河川改修費ですが、これは熊本市が行う河川改修事業への補助でございます。3,000万円の増を計上

しております。これも経済対策に伴うものでございます。

次に、下から2段目の河川総合開発事業費ですが、これは国庫補助を受けて行うダムの建設事業で1億7,000万円の増でございます。これも経済対策に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

まず、最上段の単県河川改良費は、単独で行います河川改修事業でございます。12億6,500万円の増。また、2段目の単県ダム改良費は、単独で行うダム関連施設の整備事業で6,000万円の増でございます。いずれも経済対策に伴うものでございます。

次に、3段目の海岸保全費で3億8,000万円の増額を計上しております。

内訳は、まず4段目の海岸高潮対策事業費は、国庫補助を受けて行う海岸保全施設の整備事業でございます。2億円の増。また、5段目の単県海岸保全費は、単独で行う海岸保全施設の整備事業でございます。1億8,000万円の増でございます。いずれも経済対策に伴うものでございます。

以上、河川課の補正総額は、8ページ最下段にありますとおり50億500万円の増額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課長の潟山でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

まず、港湾管理費でございますが、港湾利用促進事業費としまして1億26万円を計上しております。この事業は、熊本港と八代港のコンテナ貨物利用企業への支援を行うことにより、世界的な景気の悪化によって減少をしているコンテナ貨物取り扱い量が回復増加となるように、コンテナ利用者に対する助成を行うものでございます。

次に、港湾建設費でございますが、48億

1,369万6,000円を計上しております。

内訳でございますが、まず重要港湾改修事業費としまして1億1,600万円を計上しております。この事業は、熊本港における事業でございます。経済対策としまして港湾機能高度化施設であるフェリー用人道橋改良のための1億円増と、熊本港大橋の橋脚の耐震補強で1,600万円の国庫内示増によるものでございます。

次に、地方港湾改修事業費としまして1,000万円の減額を計上しております。これは経済対策としまして、長州港の防波護岸整備の4,000万円増と、水俣港の臨港道路で5,000万円の国庫内示減によるものでございます。

次に、単県港湾修築事業費としまして6,000万円を計上しております。これは水俣港において老朽化が著しい浸水護岸ボードウォークを補修するものでございます。

次に、港湾調査費としまして3億4,700万円を計上しております。これは、県管理18港の主要な港湾施設において、適切な維持管理を目的としました長寿命化計画を策定する費用としての3億円と、熊本港と八代港の事業調査費としての4,700万円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

港湾ダイオキシン類対策事業費としまして3億4,000万円を計上しております。これは水俣港における環境基準を超えるダイオキシン類汚染土砂のしゅんせつ処理を行うための費用でございます。

次に、国直轄事業負担金としまして11億2,559万6,000円を計上しております。これは熊本港と八代港における国直轄事業の負担金でございます。経済対策に伴う熊本港と八代港の負担金の増と、八代港の直轄事業費増に伴う負担金の増によるものでございます。

次に、港湾環境整備事業費としまして14億円を計上しております。これは経済対策としまして八代港と熊本港の埋立護岸整備と本渡



港の緑地整備による14億9,800万円の増と、熊本港の9,800万円の国庫内示減によるものでございます。

次に、港湾補修事業費としまして9億3,510万円を計上しております。これは八代港と熊本港において泊地のしゅんせつを行うものでございます。

次に、海岸補修事業費としまして5億円を計上しております。これは八代港ほか6カ所において海岸堤防や排水機場の老朽化した海岸保全施設の保守補強を行うものでございます。

港湾課計としましては49億1,395万6,000円の増額補正でございまして、補正後の合計は104億5,063万6,000円となります。

港湾課は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課長の船原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

なお、都市計画課の補正予算につきましては、組織改編に伴いまして旧新幹線都市整備課関係予算を含む内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主なものについて説明をいたします。

1段目の都市計画総務費でございしますが、次の段、都市計画調査費で、経済対策に伴いまして2,000万円の補正をお願いしております。

次に、下から3段目、街路事業費でございしますが4億円の補正をお願いしております。その内訳でございしますが、最下段の地域活力基盤創造交付金事業費の3億円は、次の12ページ最上段の街路整備事業からの振りかえでございします。

2段目の住宅市街地総合整備促進事業の4件は、経済対策に伴うもので、春日池上線万日山トンネルでございしますが、これの整備促

進を図るものでございます。

次に、3段目、都市公園費でございしますが、次の段、都市公園整備事業費で13億8,000万円の補正をお願いしております。

その内訳につきましては右の説明欄に記載しております。経済対策等に伴い実施するものとして、まず上から5行目、公園整備促進事業は、水俣広域公園の改修を図ることとして3,200万円を計上しております。

次に、11行目、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業では、県民運動公園のほか熊本テクノ中央緑地、水前寺江津湖公園、八代運動公園の老朽化施設の更新等を行うこととして、13億4,300万円を計上しております。

次に、下から4行目、公園施設長寿命化策定事業でございしますが、水前寺江津湖公園のほか熊本テクノ中央緑地、水俣広域公園の長寿命化計画策定に伴う経費600万円を計上しております。

その他につきましては、国の予算措置に対応して、地域自立活性化交付金事業等から、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業へ振りかえて実施するための増減でございします。

以上、都市計画課の補正合計は18億円の増額を計上しております。この結果、補正後の予算総額は366億9,797万8,000円となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生田建築課長 建築課長の生田でございします。よろしくお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

2段目の営繕管理費でございしますが、これは一般財源から地域活性化公共投資臨時交付金へ振りかえる財源更正でございします。

それから、4段目の建築基準行政費でございしますが、51万3,000円を経済対策による増として計上しております。これは、耐震診断

やその改修設計業務を担う建築士の育成を目的とした講習会の開催費用として計上しております。

建築課は以上でございます。

○小林住宅課長 住宅課長の小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

14ページをお願いいたします。

住宅建設費といたしまして1億6,506万9,000円の増額をお願いいたしております。

その内訳でございますが、まず3段目の公営住宅ストック総合改善事業費ですが、経済対策に伴う補正増でございます。入居者の安全性を確保するために、県営住宅の外壁落下防止改修工事として1億5,538万8,000円の増額をお願いいたしております。本工事は、武蔵丘団地の8棟の外壁改修を行うものでございます。

2段目の公営住宅建設費は、今御説明をいたしましたストック総合改善事業の設計委託費でございます。968万1,000円の増額をお願いいたしております。

補正後の予算総額は、最下段の23億803万2,000円となります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○猿渡砂防課長 砂防課長の猿渡でございます。よろしくお願ひいたします。

15ページをお願いいたします。

砂防課の補正につきましては、上から3段目の砂防費の補正額の欄でございますが、9億7,521万1,000円の増額を計上しております。

以下、細目を記載しておりますが、この中で主なものを説明いたします。

上から6段目の急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、8,586万6,000円の増額を計上いたしております。経済対策に伴う増で、八代市の板持地区ほか5カ所、それから国庫内示増で芦北町の賀倉地区ほか5カ所を取り組

む予定としております。

7段目、単県砂防事業費でございます。8,000万円の増額を計上しております。経済対策に伴う増で、小国町の山内川野川ほか2カ所に取り組む予定でございます。

8段目でございます。単県急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、2億100万円の増額を計上しております。経済対策に伴う増で、植木町の百肥地区ほか8カ所に取り組む予定です。

最下段の国直轄事業負担金は、川辺川ダム砂防事務所が行います直轄砂防事業に対する県負担金でございます。7,890万円の増額を計上しております。経済対策に伴う増で、八代市の朴木地区堰堤ほか2カ所を施行する予定です。

16ページをお願いいたします。

2段目の火山砂防事業費は、火山地域において行う砂防事業でございます。3億1,900万円の増額を計上しております。

内訳としましては、ハード対策としまして、経済対策に伴う増で水俣市の沖無川ほか6カ所、それから国庫内示増で菊池市の狐塚川ほか2カ所に取り組む予定です。

また、ソフト対策としまして、阿蘇山の火山噴火警戒避難対策事業費国庫内示増による600万円の増額を計上しております。

3段目の総合流域防災事業費でございますが、これは豪雨災害等に対して、流域一帯となった総合的な防災対策を推進することを目的としましたハード対策及びソフト対策の事業費でございます。1億7,444万5,000円の増額を計上しております。

最下段に、砂防課の補正額9億7,521万1,000円の増額と、それから補正後の総計7億7,367万3,000円を計上しております。

御審議よろしくお願ひいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課でございます。

17ページをお願いいたします。

熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

その内容につきましては、資料の18ページの概要にて説明申し上げます。

条例の名称は、熊本県景観条例の一部を改正する条例でございます。

制定改廃の必要性でございますが、屋外広告物に関する施策を、良好な景観形成に関する施策と一体的に推進するため、熊本県屋外広告物審議会を熊本県景観審議会に統合することにしたいと考えており、これに伴い関係規定を整備する必要がありますことから、今回改正をお願いしております。

次に、その内容でございますが、熊本県屋外広告物審議会との統合に伴いまして、

(1)は、熊本県景観審議会の名称を「熊本県景観・屋外広告物審議会」に改めるものでございます。

(2)は、屋外広告物の略称規定を設けますとともに、熊本県景観・屋外広告物審議会の調査審議事項、諮問事項等、また(3)は、委員に関する規定を整備するものでございます。

(4)の附則第1項関係でございますが、「この条例は、平成21年9月1日から施行する。」こととしております。

最後に、(5)の附則第2項関係でございますが、この景観条例の改正にあわせまして、熊本県屋外広告物条例における熊本県景観・屋外広告物審議会への諮問に関する規定を整備するものでございます。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 19ページをお願いいたします。

第12号議案工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成20年の2月の定例県議会

におきまして議決していただきました工事請負契約につきまして、工事内容の変更のため、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、20ページの概要により説明をさせていただきます。

まず、工事名、小川泉線19年発生道路災害復旧工事。

工事内容は、地すべり対策工でございます。

工事場所は、八代市泉町筒井地内。

請負契約の締結の日でございますが、平成20年の2月29日。

請負業者は、東興・高野・山口建設工事共同企業体でございます。

変更内容でございますが、工期と契約金額でございます。

まず、工期の方でございますが、平成20年3月3日から平成21年9月30日までを、平成20年の3月3日から平成22年の1月29日まで変更するものでございます。延長日数といたしまして121日でございます。

次に、変更契約金額でございますが、7億9,485万円を7億8,974万6,899円に変更するものでございまして、減額といたしまして、510万3,101円を減額するものでございます。

工期の主な変更理由でございますが、押さえ盛り土の崩壊等によります工期の延長というものでございます。工事施工中の地すべりを防止するために施工をした押さえ盛り土が、平成20年の6月の梅雨前線豪雨により崩壊をいたしました。この復旧に日数を要したということでございます。

また、暫定1車線で早期交通開放の要望にこたえるため、工程の見直しを行ったことなどによるものでございます。

金額の主な変更理由でございますが、のり面工の工法変更による減額でございます。工事の発生後に被災斜面上に新たな地すべりの

兆候が観測をされました。工事の安全を確保するため、のり枠工をアンカー工に変更する必要が生じましたが、災害復旧工事におきまして予防的、改良的なものは対象にならないということでございます。このため変更部分について別途施工することになり、減額をすることになったものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、22ページをお願いいたします。

平成20年度の繰越計算書の総括表でございます。

上から順に、明許繰越、事故繰越しを記載をしておるものでございます。

まず、明許繰越でございますが、報告第1号といたしまして、一般会計の翌年度繰越合計額でございますが、道路整備課の93億8,095万7,000円のほか9課の合計で287億6,369万5,215円でございます。

次に、報告第2号でございますが、流域下水道事業特別会計の翌年度繰越額4億2,900万円でございます。

2つの会計を合わせました翌年度の明許繰越といたしましては291億9,269万5,215円でございます。

繰越明許費の各課別の詳細につきましては、次の23ページから38ページに記載をしておりますが、説明については省略をさせていただきますと思います。

次に、事故繰越しでございます。恐れ入りますが22ページにお戻りをいただきまして、一番下の表をごらんをいただきたいと思います、報告第4号でございます。

この事故繰越しは、都市計画課の3億280万円でございます。

内容について説明をさせていただきます。39ページをお願いいたします。

まず、街路整備事業費でございますが、都市計画道路新市街水前寺線の新水前寺駅の地

区におきまして、JR、市電、バスを集約した結節点整備等を行うための工事でございます。これはJR九州に工事施工を委託しているものでありますが、JR架道橋等の基礎工事施工の際に、一部想定をしていなかった転石層があらわれました。この転石層の破碎撤去に日数を要したため、やむを得ず2億3,800万円を繰り越したものでございます。なお、工事の方は21年、本年12月に完成の予定でございます。

次に、もう1件ございますが、住宅市街地総合整備促進事業費でございます。都市計画道路春日池上線の新設改良工事のために土地の取得、店舗兼住宅の移転補償を行ったものでございます。これは地権者の入院等によりまして移転先となります店舗兼住宅の設計に不測の日数を要したということから、やむを得ず6,480万円を事故繰越しをしたものでございます。なお、事業の用地の引き渡しについては21年8月の予定ということに決まっておるところでございます。

これらの繰越事業につきましては、早期完了のために全力を挙げて取り組んでいるところでございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。御質問はありませんか。

○渡辺利男委員 港湾課にお尋ねします。

コンテナ利用者への助成費用が今度の経済対策で出ていますけれども、熊本港と八代港それぞれ幾らずつで、コンテナ1個につき幾らとか、そういう内容についてちょっと教えてください。

○潟山港湾課長 今、渡辺委員の御質問でございますが、総額1億26万円を計上しております。

ところでございますが、これは熊本港と八代港にそれぞれ幾らという案分は現在のところいたしておりません。

それと、金額につきましては、コンテナには空コンテナと実入りコンテナというのがございまして、実際の荷が入っているのが実入りコンテナでございますが、今回の助成事業は、その実入りコンテナに対しての助成事業でございまして、新規利用企業に対してコンテナ1TEU当たり1万円、継続利用企業に対して1TEU当たり5,000円ということで、今回は上限金額は設けておりません。

ちなみに、従来の助成金は15万円を上限に設定しているところでございます。今申し上げた1TEUという単位でございますが、これは20フィートコンテナ換算のコンテナ個数で、約6メートルの長さのコンテナの1個当たりという意味でございます。

以上です。

○渡辺利男委員 それで、ほかの港との競争状態になって、博多とか門司とか、そういうところと普通の状態と、どれくらい料金が違ってきておるんですか。

○潟山港湾課長 料金につきましては、企業ヒアリング等もおこなっておりますが、なかなかこれは企業もマル秘事項の部分がございますので、我々に正確に情報をいただくということができていない状況でございます。

それで、今言われたように、船賃の値下げとか、トータルコストを下げるということで、特に博多港あたりではコンテナ貨物の獲得を図っているということで、その影響で県内の熊本、八代のコンテナ貨物量が減少しているという状況でございます。

ちなみに、現在の県内の熊本、八代の利用率でございますが、これは昨年度行われた全国輸出入コンテナ貨物流動調査によりますと、県内港の利用率は13.5%、県外他港が

86.5%という状況で、県外の主なところで博多港が53%、北九州門司が15%というところでございます。

○渡辺利男委員 それで、これだけ厳しい状況が続いているわけですが、今回の助成で効果は出るのでしょうか。すると、この期間はどれくらいやるんですか、コンテナへの助成は。

○潟山港湾課長 効果と期間の御質問でございますが、まず期間につきましては、我々としたしましては、この経済危機が続いている期間ということで、緊急的な措置として2～3年間を想定しているところでございます。

それと、効果につきましては、先ほど部長の総括説明にもございましたが、中長期的な県政発展につながる基盤づくりの一環として計上しておりまして、これが回復増加となるように、我々としてはコンテナ利用者に対し助成を行っていきたいということでございます。

それによりまして、熊本と八代のさらなる利用促進を図りまして、地域経済の浮揚につながるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺利男委員 結局、船は行きも帰りもいっぱい荷物を積んでもうかるわけで、行きも帰りも荷物がいっぱいあるような港に自然と船は集まるわけですから、だから博多とか門司とかに集まってしまうわけですがけれども、熊本は2つに分けてずっとやっとなるわけでしょう、八代港と熊本港と。よその港と競争するには、もうそろそろ1つに絞って、物流は八代港なら八代港だけに絞っていくというようなことを考えないと、いつまでたっても船はよそから来れぬじゃないですか、1カ所にまとめてよそに対抗できるようにしないと。鹿児島だって宮崎だってどこだって、1つの

港にガントリークレーンを備えて、いっちょで勝負しよるわけでしょう。熊本ばかり、いつまでたっても熊本港と八代港、2つにポートセールスまでつくってやっとなる。

もうそろそろはっきりそういう戦略を切りかえて、八代港5万トン岸壁でもつくって頑張ってもらおうと。熊本港は旅客港に目的を変えて、人がいっぱい交流するような港にするとか——物流はやっぱり熊本港は無理ですよ。そういう発想にはなぜならぬのですか、いつまでたっても。

○瀧山港湾課長 今、渡辺委員の、熊本、八代を1つに絞ってというような御意見でございましたが、ちなみに鹿児島の場合は志布志港と薩摩川内港2つということで、九州内も各県1つ以上、まあ2つあるところがメインでございまして……。九州各県とは、そういう意味で1つに絞っているところは、現在のところ佐賀県が唐津港——あそこも伊万里がございまして、あそこも2つになっているかと思えます。

それと、熊本港と八代港の役割分担についてでございますが、八代港は、御存じのとおり本県を代表する工業港湾としまして、コンテナ貨物とともに石油製品とかセメント、あるいは木材・チップ等を取り扱う物流拠点と我々も認識しているところでございます。

一方、熊本港は、熊本都市圏の市民生活や産業を支援する港湾としまして、県北部を中心としたコンテナ基地の役割を担っているというふうに認識しておりまして、2年後の新幹線開業後の横軸としまして、熊本駅と天草・島原・長崎方面を結ぶ広域海上ルートの起点としまして、重要な役割を担っているというふうに考えているところでございます。

そういうことで、我々としては、現時点では八代、熊本ともに整備等を促進していきたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺利男委員 建前で言っただけ、熊本港は現実に2,000トン級クラスの船が週何便しか入らぬような港でしょう。それよりも、やっぱり八代港に入る船には、こういう助成を集中して八代港にはするから全部八代港に集まるようにと、何かそういうことを考えた方がいいんじゃないですか。これは要望でいいです。

○中原隆博委員 22ページですね、繰越明許費、それについて後のページにそれぞれ繰り越された理由というのが書いてあるわけでございますけれども、道路改築81カ所、これは23ページに書いてありますけど、そして26ページには緊急地方道路整備と、繰り越しの理由として33カ所で解決が不可能でこういう形になっているんですが、それとあわせて今度の緊急経済対策で、なおかつ8割を公共工事前倒ししてやっていくと。うまくかみ合っているんですか。

○鷹尾監理課長 まず、繰り越しのお話でございまして、確かに昨年度に比べますと少しふえていると、1割増加をして、繰越額そのものについてはふえておりますが、ただこれは2月の緊急経済対策分が加わった結果でございまして、緊急経済対策分を除きますと、繰越額19年度と比較をいたしますと84%ということで16%ぐらい減っており、事業の執行については努力をしておるところでございまして。

上半期の早期発注というお尋ねでございまして、後ほどまた御説明をする予定ではございますが、2月の経済対策分につきましては、年度内発注分について入札方法などの措置によりまして、おおむね4割弱の契約はできたということ。それからあわせて、9月末までにはおおむね発注できるのではないかとというようなことを考えておりまして、また発注体

制の整備、必要な人員の確保も行いながら、8割を目指して最大限努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○中原隆博委員 それぞれ用地交渉そのほかで難を来しているところというのも、私たちもわからないんじゃないですけども、そういった道路整備とか、そういうことに対して緊急を要する道路とか、非常にその地域において待っておられる方もたくさんあるわけですから、極力スピードアップしてやっていただきたいと思います。せっかく予算がついているわけですから、ぜひその辺各課にまたがっていろいろとあるかと思えますけどもどうぞよろしく、これは要望で結構でございます、お願いしておきます。

○高木健次委員 6ページの、道路保全課ですか、道路舗装費で58億今回補正予算を組んでおられますけれども、今回の緊急経済対策で約288億円、率にして24%増ということですが、やっぱり緊急経済対策というならば一市町村47~48ですかね、均等に予算をある程度処置をしてやらなければ、1カ所、2カ所に手厚い予算をつけても、経済対策には余り関係ないんじゃないかなという感じがするわけです。

ここで、58億と舗装費が出ている146カ所、これが各市町村への緊急経済対策、ある程度均等に各市町村が経済対策に向けての予算化ということでの、ある程度舗装に絞ったそれぞれの市町村への配分ということで考えてよろしいでしょうか。

○古賀道路保全課長 この経済対策の58億円、道路舗装費でございますけれども、これは委員が申されました市町村への配分ということではなくて、県が管理します国道、県道の舗装の悪いところを、県が舗装を実施するというものでございます。委員が申されまし

た各市町村へ均等にということで考えるべきなんでしょうけれども、これにつきましては、舗装の状況が悪いところを中心に今回やっていくということでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

○高木健次委員 欲を言うならば、結局は、県道はほとんどどの市町村も通っておるわけですね。しかし、特別悪いようなところをピックアップしてということですが、全然この舗装の対策もない市町村もあるわけですね。

○古賀道路保全課長 全市町村を網羅しているかどうかちょっと確認はしておりませんが、基本的にゼロという市町村はないかと思えますけれども。

○高木健次委員 ある程度均等に大体行き渡っているのではないかなという感じはしますけれども、先ほど中原委員の方から言われたように、それぞれの地域が急いで緊急的に整備をしない部分もあるわけですから、その辺はしっかり考えて予算の配分ができるような態勢をとってほしいということで、お願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○守田憲史委員長 質問はありませんか。

○児玉文雄委員 今のに関連しての話ですが、今度58億円の補正が出ておるわけですね。すると、補正前というのは、これは通常、当初予算という考え方でいいと思うんですが、合計すると88億、約3倍。最近よく舗装箇所が目につくようにはなってきました、ここもきれいにしたばいな、ここもきれいにしたばいななど。しかし、3倍にふえるということは、業界が能力的に対応できるのか。

舗装は、用地とかなんとかがないから案外

早急にできる、工期も短いからできると思うけど、3倍になっとるわけですよ。これが、経済対策がなければ、業界は3分の1の対応しかできなかったんですね。今度3倍の対応をしなければいけぬがその能力はあるだろうか、そういう心配をしとるんですが、そこらあたりはどうですか。

○古賀道路保全課長 委員の御指摘のとおり、私たちも能力があるかなということで心配しております。ただ、まず施工業者としましては、御存じのように県内に舗装のAクラス業者で60数社、それから各プラントもトータルとしまして……。プラントも十分あると確認しておりますので、能力的には大丈夫かなと考えております。

○児玉文雄委員 今Aクラスが60数社と、Aクラスだけが対象じゃなかでしょう。

○古賀道路保全課長 ではありません。

○児玉文雄委員 ABCまでぐらいは大体対象者になる、金額によっては対象者になるという考え方でいいわけですね。

○古賀道路保全課長 そうですね。ただ、経済対策が58億ということですので、余り小分けになるような区間はないのかなと考えております。

○児玉文雄委員 今回改変になった入札金額9,000万円までがAクラス、以上が特A、あれば舗装には特Aというのがあるのかな。

○鷹尾監理課長 舗装については専門工事ということで、ABCの3つのランクに区分しております。ちなみに、Aランクが1,000万円以上、Bランクが300万円から1,000万円、Cランクが300万円未満という区分により発

注を予定いたしております。

○児玉文雄委員 全然違うわけですね。

○鷹尾監理課長 そうでございます。

○児玉文雄委員 いろいろ地元あたりから要請があるのは、我々も少しは、あれだけの補正があるから、指名をお願いしますというような話もあるもんだから。案外、舗装の場合ほとんどAが独占しとるような状況ですね。1,000万円以上という、大体1,000万円、ちょっとよくなったなといったら1,000万円以上あるでしょうからね。

○古賀道路保全課長 委員御指摘のとおり、大半がAランクの現場が多いかと考えております。

○児玉文雄委員 そうですか。そういうランクが決まっておれば、それを経済対策だから変えるということも、それは監理課になるかもしれないけど、臨時的に変えるということではできないわけですか、ちょっとかさ上げしてやるとか。

○鷹尾監理課長 格付に当たりましては、各専門工事業者の能力、施工力、こういうものを評価をした上で格付を行っておるところでございまして、今のところ、もちろん当該ランクのみということではなくて、上位のランクの業者の参入をする場合もございませうけれども、基本的には当該ランクを中心に発注をするというふうになっております。

○児玉文雄委員 くどいようですが、3倍の仕事量が出た、そうしてBとかCが対応できるのは、Bで1,000万円以下、Cで300万円以下、これはほとんどないわけですよ。私はないと思うんです、この経済対策で。それ



は上の方ばかり手厚い仕事量がいくんじゃないかという危惧をするわけですが……。

○鷹尾監理課長 舗装工事についてはもちろんランクが1つございますけれども、当該ランクの能力以上一定の施工力があるかどうかということを基本に発注をいたしております。例えばBランクの工事であれば、Aランクの業者についても参加の機会があるということになりますし、Cランクの工事を発注すれば、場合によってはBランク、Aランクも入札に参加する機会があるという形で運用をいたしておるところでございます。

○児玉文雄委員 でも、上にはAクラス、今までの一下がり、この制度が残っとるだけで、上に上がることはできないわけですよ、Bは。そうでしょう、上がれないわけですよ。だから、もう少しかさ上げしてやらないと、やっぱりいろいろ機械随契、これはリースが多いでしょうけど、300万の工事であろうが3,000万の工事であろうが余り中身は変わらぬとですよ。

そういう点で、ほとんどAクラスが地方にはいないんですよ。おつても、1社おるか2社おるぐらいで、その点ちょっとバランスが悪いかなど。これは監理課長、そのランクを考えぬとちょっとおかしいんじゃないですか。

○鷹尾監理課長 工事の品質の確保という観点もあわせて大変重要であろうかというふうに思っておるところでございます。一定の品質、規模の工事で、一定の品質を確保していくためには、一定の能力を持った業者というのが原則であろうかというふうに思っておるところでございます。

委員御指摘のとおり、いろいろと発注に際して疑問等、業者の受注機会をどう図っていくかということ、当然バランスとして考え

ていかなければならないところがございますので、これはランクの運用の見直しというよりも、発注の中で工夫できる余地があるかどうか考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

○児玉文雄委員 そこはひとつ配慮してやってください。これだけ仕事がふえとるのに、大体地方には1,000万円以下の舗装業者しかないわけですから。品質を云々というならば、これは文句を言うわけじゃないけど、CだろうがBだろうがAだろうが、品質は県の指示に従ってやりよる、そうして検査もやりよるわけですから、それを合格しとるんだから、品質云々で差別するならば、そこはちょっと考えなきゃいかぬですよ。それなら、Bクラスの仕事は少々点数が悪くてもいいのか、Cクラスのはまだ点数が下がってもいいのかということにもなるわけです。

だから、なるだけ今回の経済対策というのは、今まで仕事が少なかったのが、ある程度——これは報告の方になってくるけど、9月までの80%の前倒し、これも大変な作業だなと思うとるわけですよ、でくるだろうかと。

○松永土木部長 今回の補正につきましては、緊急経済対策ということで、もちろん社会基盤の整備もありますが、建設業業界に対しての経済対策という趣旨もございまして、各振興局ごとのバランス、あるいは地域特性にあわせた発注のやり方、発注時期の問題とか、発注の問題、規模の問題、そういうのも十分配慮しながら取り組んでいきたいと思っております。

今回の緊急経済対策の目的を十分発揮するためには、もちろん職員の頑張りもありますけれども、現場の方でそれだけできる能力があるのか、そういうところも見きわめながら個別個別に対応してまいりたいと思っておりますので、ぜひとも御理解をたまわりたいと思いま

す。

○児玉文雄委員 よろしく願いしておきます。

以上です。

○渡辺利男委員 こないだ本会議でも質問しましたんですが、国の直轄事業負担金の問題ですが、その後国交省からは、例えば21年度の分についても県が納得できるかどうか判断できるような、具体的な中身についての開示といえますか、そういう情報開示はあったのでしょうか。

○鷹尾監理課長 国土交通省からは、6月1日に、平成20年度分の直轄事業負担金の内訳明細が示されたところでございまして、今お尋ねの平成21年度分の内訳ということについてはまだでございまして。

○渡辺利男委員 それで、国は地方に対してそういうことをしよったと、県は市町村に対してしよらぬぞと私は思うとりましたら、やっぱり同じようなことがあっておったということですか。

それで、お尋ねしますけれども、どういう基準でそういう額を、工事費以外の部分、そういう負担部分は計算されておったのかということですか。

○鷹尾監理課長 まず、直轄事業負担金の根拠については、御承知のとおり地方財政法に基づきまして、まあ受益の限度において地元市町村に負担をさせることができるということになっておるところでございまして。

土木部の分につきましては、大西議員の質問に御答弁を前回いたしましたんですが、土木部分といたしましては、196億円のうちの25億円が市町村の負担金となっておるところでございまして。

さらに、その中の事務費につきましても、基本的に事業の組み立てを行う際に、事業費と一定の比率の事務費を一本にいたしまして、箇所ごとの事業費を計上いたしております。ちなみに、市町村の事業ごとに市町村から徴収する負担金、例えばこれは5%から3分の1というように事業ごとに異なっておりますけれども、この負担率を掛けて徴収するというので、同じ事務費の比率で負担割合の分だけ市町村分から負担金を徴収するような形に、工事費以外につきましてもいただくという形になるわけでございます。

○渡辺利男委員 例えば、道路整備費なら道路に絞っていうと、事業費掛ける何%が事務費なんだというのを、各事業ごとにはっきり何か決まっているやつがあるわけですか。

○鷹尾監理課長 事務費につきましては、国庫補助事業については国の方より事業ごとに事務費の率が決まっております。単県につきましても県の比率で徴収割合を決めておるところでございまして。

○渡辺利男委員 それは今後見直されるんですか、どうされますか。

○鷹尾監理課長 問題となっておりますのは事務費、今県が国に対して事務費の中身の明細を、またその内容についていろいろ話題になっておるということで、県の分の中身についても同じような取り扱いになっていたところであろうかと思っております。基本はしっかり地元市町村に対して、県としても国と同じように説明をしていく、御理解をいただいくということが一番肝要であろうかというふうに思っております。現時点においては、その率の見直し等については検討はしておりません。

○渡辺利男委員 では、国に対しては、こないだの答弁では、制度そのものをなくすように、廃止するように知事は求めているということでした。さっきの営繕費とか人件費とか退職金まで含まれている、そういうのはとんでもないことだという思いでしたけれども、国に対してそう言いよるのに、市町村に対しては今までどおりだというわけにはいかぬでしょう。

○鷹尾監理課長 議会の御答弁の中で、直轄事業負担金については、国と地方の役割分担を明確にして、最終的には廃止をすべきという答弁があったところでございますけれども、それは今後の検討課題の中でございますので、県におきましても、市町村負担金のあり方について、それとあわせて全庁的に検討していく必要があろうというふうに思っております。

○渡辺利男委員 国に言うことと市町村に言うことが矛盾するんじゃないかと思っておりますけれども。例えば、市町村長あたりがこぞって県に対して、事業費以外の部分は不当じゃないかと、こういうのは入れるべきではないというふうな声でも上がってきたら検討するということですか。みずからは検討しないと。

○鷹尾監理課長 工事費以外の部分に、事務的な経費について、国と同じように負担金を取っているということでのお話でございますが、私どもの方で今全国知事会を通してお話をしておりますのは、国においては国庫補助事業で認められていない退職手当であるとか、そういうものについて負担金として徴収されておるところでございます。

ただ、県の事務費におきましては、そのような部分については、基本的には国庫補助と同じ内容で徴収をしているところは違うところかなというふうに思っておるところでございます。

います。当然、当該事業の執行に要する事務的な経費ということで御理解をいただけるものではないかというふうに思っています。

○渡辺利男委員 知事も言っているけど、含まれるのが当たり前のような感覚です。私どもの方からすると、事業費そのものは負担してもらっても構わないと思っておりますけれども、大体県の出先を含めて人件費からなんかちやんと予算組んでやっているわけで、その部分まで一定割合市町村に負担を求めるというのはおかしいんじゃないかなと思っておりますけれどもね。

○鷹尾監理課長 これは制度の創設以来歴史的な経緯の中で、工事費並びにそれに付随する事務の執行に要する事務的経費を、市町村に負担金として徴収をするということで取り組んできたものでございまして、議論につきまして今おかしいのではないと言われても、これまでそういう取り扱いをやってきたということもあろうかと思っております。

○渡辺利男委員 ちょっと理解できないんで、仕事の中身について、市町村の部分の中身について詳しく教えていただきたいと思っております。

それからもう一つ、これだけ財政が厳しくなって、本当にいろんなところでばっさばっさ切られていました、今度の経済対策は別にしまして、当初予算組み立てる際に。それで、その予算の組み立て方で今までとやり方が、仕組みが違ってきたというところはないのかなと思っております。

例えば、砂防課ですけれども、今までは砂防事業とか、急傾斜地とか、地すべりとか、市町村に対してこういう事業を——前年度並みの予算が来年も来るだろうという時代ですよ、ほとんど今の5月ぐらいに、出先の地域振興局は市町村に対して要望調査をずっとや

ってきたはずですが。来年度どこか希望するところはありませんかというようなことをやってきて、それを集めて来年度の予算、大体中央から前年度並み来そうだとおっしゃるときに、地域振興局でそれならこここことか、市町村に対して割り当てを決めて予算を組んできました。上がってきたときには、地元の要望ですからということで、要望主義に合うようにされてきたんですけど、まだそういうやり方は今もって続けられているんでしょうか。

○猿渡砂防課長 今、渡辺委員の御質問でございますが、砂防事業の進め方ということだろうと思います。砂防事業につきましては、例えば砂防堰堤もございまして、それから急傾斜地崩壊対策事業という事業もございまして。それから地すべり対策事業ということで、そういうものがございまして、非常に地元に着したところでございます。特に、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、家屋のまさに裏山のことでございまして、やはり地元の要望というのがまず第一だというふうにご検討されているところでございます。

したがって、当然、地域振興局の方から各市町村に照会いたしまして、そしてどこが要望があるかという照会をしまして、その後事業を円滑に進めるように事前調整とかいろいろやりまして、そして事業化という形で進めているところでございます。

今回、補正予算ということでかなり経済対策を進めておりますので、これまでいろいろ事前調整した部分につきましても、かなり前倒しで仕事ができるのではないかとおっしゃるご検討されているところでございます。

以上でございます。

○渡辺利男委員 これだけ財政が厳しくなると、今までどおりにはできないという時代になったら、そういう仕組み自体も変えないと、市町村が本当に、今言われるように、密

着した事業ですからと言われるけれども、一番密着している市町村が、ここだけはどうしてもやってほしいんだということを、陳情とか何とか、要望書を持ってここまで来てしてやっぱり意思が伝わると。

それくらい、地元の要望というのは、本当にそういうふうには汗をかいてやってもらわないと、毎年地域振興局が、来年どこか希望するところありませんかというなら、地元の手出しはほとんどせぬでいい事業だから、どこだって手を挙げますよ。永久にこの事業は減りませんよ、はっきり言って。

これは、そういう仕組みが今までずっとくり上げられてきて、各省庁の予算を減らさないための仕組みになっていると思うんです。だから、本当の要求に基づくというか、ニーズに基づく事業なら、黙っていても上がってくるはずですよ。その中から本当に必要な事業だけを選んでやっていくという形にしないと、要望はありませんかなんて今までどおりやっていきよるなら、永久にこういった事業は減りませんからね。

だから、市町村から見ると、県の金も国の金も人の財布ですよ、はっきり言って。自分の懐はちょっと痛まぬから。本当に必要であろうとなかろうと、その事業が来れば地元の業者に金が回ると、やっぱり手を挙げますよ。

ですから、そういう仕組み、考え方を変えないと、国も地方もこれだけの大きな借金を持っているわけだから、そういう仕組みを変えずにただ何%減という予算の組み立てをしよったって、全然私本質的に変わらぬと思うんですけどね。

○猿渡砂防課長 まず、本県の状況と申しますか、県内には1万4,000カ所ほどの危険区域、危険箇所がございます。その中でも、何と申しますか非常に緊急にしなければいけないところ、それが5,000カ所ほどございまして

て、その5,000カ所に対してどのくらい整備が進んでいるかと申し上げますと、2割程度しか進んでおりません。まだたくさん対応すべき、ハード対策として整備すべきところがございます。

ただ、2割程度となかなかそれが進まないという分がございまして、ハード対策とあわせてソフト対策ということで、土砂災害警戒区域の指定ということを進めておまして、その区域につきましては危険であるということをごまかすことなく、そしてそこに住宅開発とか、そういったものは規制をさせていただくと、そういうところもあわせてやっているとございまして。

それから、2点目でございますけれども、市町村の負担がないということではなくて、それなりの負担を、地財法に基づきまして負担をいただいているところでございます。例えば、急傾斜地崩壊対策事業につきましては5%から10%の間で、それは箇所ごとに違いますので、あわせていただいているところでございますので、やはり市町村も負担がございまして、しっかり市町村は市町村なりにお考えになって要望されている状況だというふうに私は理解しております。

以上です。

○渡辺利男委員 市町村の負担はあるんだと言われますけれども、例えばほかの治山ダムにしたって漁港にしたってなんだから、中身を調べてみますと、負担があるように見えるけれども、これは将来交付税措置がありますからとかなんとかで、実質出す金額は本当微々たるもんなんですよ、市町村が負担するのは。そういう仕組みになっているんですね、補助金制度が。だから、これほどこだって手を挙げますよ。

だから、今、あと何千箇所もあると言われるけれども、私はあちこち山登りにいったりなんたりする中で、何でこぎやんとところに必

要なんだろうかというようなものがいっぱいありますよ、はっきり言うて。下に人家も道路もないところに砂防ダムがあつたりとか、いろんなところを見ますけれども、本当に必要なんだろうか、こういうところに何でつくらなるとかというのがたくさんありますからね。

私は、やっぱりこれだけ財政が厳しくなった以上、その仕組みを、要望を取って回るなんていう仕組みはとにかくやめて、本当に地元から上がってくる要望から、陳情要望、そういうところから選ぶように仕組みを変えるべきだというふうに要望しておきます。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高木健次委員 さっき児玉委員のあれにも関係するんですけども、58億、相当なウェートを占めるのがやっぱり舗装にいつているというのが、私たちも本当に緊急経済対策につながるのかなど。

例えば、今話が出たように、それぞれの地域がいろいろ抱えている問題、例えば道路を新設するとか、渋滞箇所をなくすとか、渋滞箇所、まあ道路をつくるにしても、道路をつくることによってやっぱり立ち退きが出てくるでしょう、いろいろな仕事関係が。家が建てば、それにまつわるいろいろな関連事業が経済対策になると思うんです。

舗装だけといたら、本当一部の舗装業者だけにこの予算が行ったということになると、ここで説明があつた中長期的な県政発展につながる基盤づくりという方に持って行ってほしかったと。そうすることによって、これがかえって経済対策につながったのかなど。振興局から舗装の悪いところだけをやってくれというふうな、無策的なあれにつながったんじゃないかなという感じもするんです、一部に。

だから、次の2次補正があるかなんかわかりませんが、今後はその辺をしっかりと考えて、本当に今言われたように、地域が振興局に求めているような大事なのを、振興局といういろいろと意見交換しながら競り上げていくというやり方でないと、ただ単に舗装だけというふうなことで大きなウエートを占めたんでは、余り意味はないのかなというふうに思っておりますが、これは一応要望ということで言わせていただいております。

以上です。

○守田憲史委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号及び議案第12号について一括して採決したいと思います。異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号ほか2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あります。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

まず、最初に、報告事項1 経済危機対策に伴う事業の前倒し執行について御報告をさせていただきます。これは一般質問の中でも御答弁をさせていただいたところですが、改めて御報告を申し上げます。

まず、国の方針を最初に示しておりますが、4月10日に政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議におきまして経済危機対策が決定をされました。その中で、国においては事業の前倒し執行につきまして具体的な施策として、「公共事業等に係る平成21年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。」とされたところでございます。

県におきましても、これに対応いたしまして、6月議会に補正予算を計上いたすものでございます。現下の経済・雇用情勢に対しまして、雇用創出効果が一日も早く発揮されますよう、本県におきましても公共事業について前倒し執行を進めることといたしまして、次のような具体的な施策を講じることとしたところでございます。

まず、前倒し執行に係る発注目標でございますが、公共事業につきましても、昨年度から繰越予算を含む平成21年度予算の上半期契約率については、国に準じまして特別な事情があるものを除く8割を目指して、最大限努力をすることといたしております。

次に、発注に係る体制の確保ということで、地域振興局など発注現場での技術職員の不足等の懸念をされますことから、積算補助や現場監督などを強化するため、外部委託の活用を積極的に進めることにいたしております。

次に、発注方法でございますが、前倒し発注を進めるため、入札方法の特例ということで、7月の1日から9月30日までに入札公告を行います予定価格が9,000万円未満の工事で、総合評価によらない場合には、指名競争入札により発注することができるとしておるところでございます。

以上によりまして、工期の前倒しを実現していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

引き続き、報告事項の2について御説明を申し上げます。

これも、一般質問の中でも答弁をさせていただいた内容でございます。

建設工事における最低制限価格・低入札価格調査制度の見直しについてでございます。

県の発注する工事につきましては、工事の品質を確保するために、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を設定をいたしておりましたが、今回国の基準が見直されまして、地方公共団体がこれまで準拠してまいりました中央公共工事契約制度運用連絡協議会、通称公契連とっておりますが、このモデルが見直されたことによりまして、県の制度についても見直しを行うこととしたものでございます。

具体的には、最低制限価格につきましては、工事設計額を構成いたします直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の算入率を、それぞれアンダーラインのとおり見直しますとともに、上限額を85%から90%に引き上げるものでございます。

また、5億円以上の工事導入をしております低入札価格調査制度の基準価格についても、同様に見直しを行います。

この結果、全体としては、おおむね1～2%程度、最低制限価格が引き上がるのではないかと見込んでおるところでございます。

見直し後の最低制限価格につきましては、7月1日以降に発注する工事から適用という

ことといたしております。

以上、事業の前倒し執行と最低制限価格につきまして御説明を申し上げます。全力を尽くして早期発注に取り組むとともに、工事の良質な品質の確保、それから適正な価格での提案ができますよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○野田河川課長 報告事項3川辺川ダムについて御説明いたします。

ことし1月から実施しております「ダムによらない治水を検討する場」についてでございますが、第2回会議が（1）①のとおり、ことし3月に開催されました。

第2回会議では、①（イ）のとおり、県からダムによらない治水対策として、5つのメニューを提案いたしました。

5つのメニューは、アンダーラインのとおり、河床掘削、堤防嵩上げ、引堤、市房ダムの再開発、遊水地の5つでございます。これらを組み合わせてどの程度の治水効果があるかを、球磨川に関するさまざまなデータを持つ国に計算していただくことを提案いたしました。また、それに対する影響を同時に議論していただくこととなります。

次に、②のとおり、今月、6月に第3回会議が開催され、県が提案した5つのメニューについて、国が実際に計算を行うに必要な具体的な検討条件について話し合いをいたしました。

具体的な検討条件は、次の3ページの別紙1のとおりでございまして、右表のとおり、各メニューに関する個々の検討条件を提示いたしました。

済みませんが、もとの1ページに戻っていただきまして、その1ページの下の方のとおり、検討条件につきまして流域市町村からさまざまな御意見をいただいたところでございます。

次、2ページをお願いいたします。

(ウ) のとおり、県が管理しております市房ダムの再開発は、昭和40年豪雨に対する最大効果を発揮するよう条件を設定し、先行して国に計算をお願いいたしました。

その結果、上流・中流部で30センチないし40センチ、下流の八代市でも10センチ程度洪水の水位を低下させる効果があるとのシミュレーション結果が示されました。

(エ) のとおり、第4回会議は来月開催される予定で、現在国において他のメニューも組み合わせた計算を実施中でございます。

(2) 今後の対応ですが、ダムによらない治水対策の極限までの検討に、国や市町村とともに精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。また、できるだけ早く治水対策が導き出せるよう、丁寧な中にもスピード感を持って取り組んでまいります。

引き続きまして、報告事項の4番、路木ダム確認作業報告書について御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、裏面をお願いいたします。

この報告書は、知事の指示によりまして、路木ダム建設事業が計画された背景やダムの目的である治水、利水の両面において、ダムが最善の方策なのかということについて、副知事をトップに庁内の関係各課が天草市の協力を得ながら、これまでの検証結果を再確認した結果を取りまとめたものでございます。

報告書は大きく分けて、事業の背景と県の治水事業の位置づけ、及び路木ダムが環境に与える影響の3つの表立てとしておりまして、この中で治水、利水、環境、財政の4つの観点から確認作業を行っております。

なお、本資料に記載されております費用は現時点で試算した概算費用で、利水に関する費用や資料は天草市から提供を受けております。

まず、1ページをお願いいたします。

まず、利水の背景としましては、左の1. 1のとおり、牛深地区が慢性的な水不足に悩まされていること。

また、右の1. 2のとおり、河浦町一町田地区が、いまだに近代的な水道施設が普及していない地域であることを確認しております。

さらに、左の1. 1のとおり、牛深地区において、水がめであります第2ヤイラギダムの完成後も173日間の夜間断水等が発生していることや、右の1. 2のとおり、河浦町一町田地区では、渇水時に水源の取水量が減少することや、水道未普及地区の水源の状況などが確認されております。

2ページをお願いいたします。

左の方の安定水源の必要性と確保方策でございますが、これでは、これらの水不足を解消するために、平成5年当時牛深地区では、ヤイラギダムなどの既存水源と路木ダムを合わせ、1日の計画取水量を1万1,120トンとしていました。しかし、その後、平成6年、7年などに渇水が発生しているため、既存の水源の能力を需要量とともに見直しを行っております。

その見直しを行った既存の水源に、路木ダムからの取水量3,000トンを加えることで、現在の水道計画である1日6,510トンの供給が、10年に1度の渇水時にも可能であることを確認しております。

また、河浦町一町田地区でも、1日1,600トンの安定水源が必要であり、これを路木ダムに求めることとしております。

3ページをお願いいたします。

表-1、表-2のとおり、9種類の水源について検討した結果、牛深・河浦地区に安定して水を供給できる方策は、利水単独ダムが最も有利であることを確認しております。

4ページをお願いいたします。

住民の思いと新たな水需要では、生活用水の需要はもとより、水産加工業などにおける



製品の品質を保つため大量の水が必要となるなど、新たなニーズがあることを確認いたしました。

5ページをお願いいたします。

次に、治水の背景では、全国的な傾向として、ゲリラ的な集中豪雨がふえていることを確認しました。

また、1. 6のとおり、路木川流域でも過去にたびたび洪水が発生しているという県の認識と、21年に行われた天草市の調査でも、洪水被害があっていたという事実が確認できたことを報告しております。

以上が事業の背景の確認事項でございます。

6ページをお願いいたします。

県の治水事業の位置づけについて御説明いたします。

(1)のとおり、現在の路木川がやはり洪水に対して危険な川であること、(2)のとおり、路木川の近傍の牛深と河浦の雨量観測所で、過去に路木川に洪水をもたらすような30年に1度に近い雨が、これまで数回発生していることを確認いたしました。

また、右側の2. 2のとおり、路木川の利水においてダムが最も有利な選択肢であることから、治水においても、利水と共同でダムを建設することが有力な選択肢となることを確認いたしました。

7ページをお願いいたします。

表-4のとおり、路木川の治水安全度として、県内他河川のバランスなどから、30年に1度の安全度としたことを確認いたしました。

さらに、右側の(2)の最後のところでございますが、現在の路木ダムの計画が、当初見込みの90億円で完成できることを確認いたしました。

8ページをお願いいたします。

表-6のとおり、多目的ダムである現計画とその他の治水対策を費用面で比較検討した

結果、現計画が最も有利となることを確認いたしました。あわせて、費用対効果も一応上回ることを確認しております。

9ページをお願いいたします。

現計画を中止した場合の課題と費用比較を確認しております。

課題は2つございます。1つは、(1)のとおり、事業を中止した場合、これまで執行した事業費のうち、国費分の約15億5,000万円を返納しなければならないこと、もう一つは、その下のii)のとおり、天草市は単独で事業を行うことになるため、多目的ダムによるスケールメリットが働かず、負担が増大することでございます。

また、表-8のとおり、事業を中止した場合の実負担は、補助金返納が発生するため、治水事業を何もやらない場合よりも大きいことを確認いたしました。

以上が県の治水の位置づけでの確認事項でございます。

10ページをお願いいたします。

路木ダムが環境に与える影響についてでございます。

10ページから11ページにかけて、これまで事業課の河川課において行われた調査のうち主な調査を報告書に記載しております。それは動植物調査、水質調査、環境予測についてでございますが、ダムが羊角湾に与える影響を含めて、環境に与える影響は小さいと確認しております。

12ページをお願いいたします。

影響低減へ向けた取り組みとしまして、熊本県が独自に策定しております環境配慮システムによりまして多面的な検討を行い、これをもとに、工事中はもとよりダム完成後も、モニタリング調査や保全策を適正に講じていくことを確認しております。

以上が治水、利水、環境、財政の観点から、副知事をトップに庁内関係課が連携をとりまして取りまとめた報告書の内容になります。

す。

以上でございます。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。よろしくお願いたします。

報告事項5について御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

平成20年度に実施いたしました水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果並びに水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

まず、(1)の水俣湾の水質及び魚類等の水銀調査結果についてでございますが、②の表にございますように、調査項目といたしましては、水質、地下水、底質、魚類、動物プランクトンの5項目について、年1回から年4回の頻度で、水銀含有量等の調査を実施しているところでございます。

調査箇所につきましては、資料の3ページをお願いいたします。

資料の3ページにございますように、青色の一重丸で示している水質が湾内2地点で年4回、赤丸で示している地下水が陸上部の2地点で年2回、青色の二重丸で示している底質が湾内3地点で年1回、それと魚類と動物プランクトンが湾内全域で年1回採取しておるところでございます。

調査結果につきましては、再度1ページをお願いいたします。

③に記載しておりますように、水質及び地下水ともに全地点において総水銀は検出されませんでした。また、底質の総水銀につきましては、表に記載したとおり、3地点とも水銀を含む底質の暫定除去基準値である25ppmを下回っているところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

魚類につきましては、カサゴとササノハベラの2魚種ともに、魚介類の水銀の暫定的規制値である総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppmを下回っております。また、動物プランク

トンにつきましても0.1ppm以下であり、平成10年の仕切り網撤去後と比較しましても特に大きな変動はございませんでした。

2ページの最下段の今後の対応につきましては、本年度も引き続き5項目の調査を実施することとしております。

次に、4ページをお願いいたします。

(2)水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

この点検・調査は、水俣港埋立地管理補修マニュアルに基づきまして、平成14年度から毎年実施しておりまして、平成20年度は、11月下旬からことしの3月下旬にかけて実施したところでございます。

調査内容といたしましては、水質環境調査、埋立地内の地盤調査、構造物の変状調査の3項目を実施しております。

調査1につきましては、次の5ページをお願いいたします。

この5ページの資料で御説明いたしますが、この中の白い丸印、これが調査の採水位置でございます。埋立護岸の前面で6地点ございまして、ここで海水中の水銀濃度を調査することによりまして、護岸からの水銀流出の有無を判断しようとするものでございます。今回の水質環境調査の結果では、護岸前面の海水中から水銀は検出されておられません。

次に、②の埋立地地盤調査でございますが、5ページの資料で赤く着色している部分で地盤の標高を測量いたしまして、過年度の測定値と比較しながら、地盤の変動状況を観察しているところでございます。

今回の測定結果としましては、地盤の異常な沈下及び陥没等は見られませんでしたので、埋立土砂の流出は生じていないと判断しているところでございます。

次に、構造物変状調査でございますが、同じく5ページの資料で、青い線を表示しております埋立地を囲んでおります外周施設及び

百間、明神、汐見の排水路を対象にしまして、変位の観測及び目視による劣化・損傷等の変状調査や鋼材の腐食調査を行っております。

今回の測定結果としましては、各施設とも水銀を含む土砂の流出につながる有害な変位や劣化、損傷は確認されませんでした。また、鋼構造物の腐食調査につきましても、良好な防食状態にあることを確認しております。

以上が平成20年度に実施いたしました点検・調査結果についての御報告でございます。

今後とも構造物劣化の進行状況に注意しながら、埋立地の管理に万全を期してまいりたいと考えております。

最後になりますが、ことしの2月に学識者による委員会を立ち上げまして、老朽化や耐震対策について検討を始めたことを、あわせて報告させていただきます。

以上が港湾課からの報告でございます。よろしく御審議をお願いします。

○船原都市計画課長 報告事項6の整備新幹線総工事費増額について御説明いたします。

まず、経緯についてでございますが、九州新幹線鹿児島ルートの記事費増額につきましては、既着工区間の総工事費の表の太線で囲みましたところに記載しておりますが、昨年11月に、与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームから、現在の工事实施計画の認可額の8,130億円から、790億円増額の8,920億円になるとの見込みが明らかにされております。また、本年1月には、国土交通省から増額内容についての概略の説明が行われ、4月には、関係各県に対しまして、工事实施計画の増額変更に関しての意見聴取がなされております。

なお、県内事業費及び県負担額の増加額と増額理由につきましては、現在、福岡、佐賀

両県と連携をいたしまして、国に対し詳細な説明と地元負担の軽減措置を要請しているとともに、建設主体であります鉄道・運輸機構と事務レベルでの協議調整を行っているところでございます。

次に、補正予算についてでございますが、先月29日に成立いたしました国の平成21年度補正予算におきましては、事業費ベースで総額1,100億円が盛り込まれており、そのうち425億円が九州新幹線鹿児島ルートに配分されております。

また、鹿児島ルートの各県内事業費及び各県負担額につきましては、建設主体であります鉄道・運輸機構から説明が行われ、本県の事業費は152億円で、本県の負担額は51億円とのことであります。

なお、この補正予算の対応につきましては、ページ下の変更認可への対応にありますように、その前提となります事業費増額の変更認可の内容について十分に精算を行った上で判断することとしておりまして、適正であると確認できた場合に、9月定例県議会で今回の補正予算を計上することになると考えております。

以上でございます。

○守田憲史委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○吉永和世委員 私はこの前東京に行ったとき、園田先生のところに行ったときに、今回、本県の土木補正額というのは日本でもトップクラスだと、日本一じゃないかという話を聞いてまいりました。土木部関係に大変御尽力をいただいたおかげであるというふうに思っております、感謝をまず申し上げたい

と思っております。今後もぜひ御努力をいただきたいと、あわせてお願いを申し上げたいと思います。

質問なんですけど、前回のランク見直しの中で、今回は現場代理人の規制緩和の分も出てくるんじゃないかなと思って注視していたんですが、出ていないんですけれどもどうなるんでしょうか。

○鷹尾監理課長 前回の発注標準の見直しの中で、小規模工事について現場代理人の専任常駐義務を緩和するという措置を方向として、受注機会の確保対策ということであわせて打ち出したところでございます。今、最終的な詰めを行っておるところでございます。近々これについても取りまとめて、制度として運用してまいりたいというふうに考えています。

○吉永和世委員 これは検討中ということですか。

○鷹尾監理課長 失礼いたしました。きょう発表予定ということだそうでございます。

○吉永和世委員 きょう発表予定……。どこで発表するんですか。

○鷹尾監理課長 失礼しました。きょう取りまとめを予定いたしております。至急取りまとめたいと思っております。

○吉永和世委員 きょうそれを取りまとめて……。

○鷹尾監理課長 今、内部の手続を行って資料をまとめ、内部の手続を終えたところでございます。近々発表をいたします。

○吉永和世委員 近々発表するというのは、

委員会で発表するんですか。

○鷹尾監理課長 委員会の方にも御報告を申し上げたいと思います。

○吉永和世委員 早急に取りまとめをぜひお願いしたいと思います。

それと、もう1つ、地元で平成20年度の補正で出た工事が1つ中断しているんですね。いろいろ理由等は聞いてはおるんですが、それはいいとして、今後どういう形になっていくのかなと思ってちょっと心配をしているんですが、そこら辺、状況説明をぜひお願いしたいと思います。

○野田河川課長 委員がおっしゃっているのは、多分海岸の方の事業じゃないかというふうに思われます。これにつきましては、実は直行便という形で、この事業に対してある意見が参りました。これにつきましては、その内容につきましては十分我々としましては、以前この事業を着手するに当たりまして議論されていたことと認識した上で事業を進めておりましたところでございます。

それについては、そういう疑義が生じたので、再度実は23日に地元説明会を開催しております。きのう、24日でございますけれども、その説明会を受けて各団体、例えばいろんな関係する団体はございますので、その総意として取りまとめていただいているところでございます。

それが取りまとめられ次第、土木部として、その必要性等をきちっと判断して進めていきたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 平成12年からスタートした事業なので、それが途中で中断しているとい

うのは、余りいいことじゃないのかなというふうに思いますので、悪い事例とならないように早急に再開していただければと、御要望を申し上げたいと思います。

以上です。

○高木健次委員 1つだけ、先般の一般質問でもちょっと僕も取り上げさせていただいたんですけど、北熊本サービスエリア内でのスマートインターチェンジの設置について、いまち土木部長の答弁ですっきりしないもんがあったもんですから。

このスマートインターチェンジは、熊本県の経済浮揚対策、また「稼げる県」を目指す県としても、そういう施策にもつながる施設だと思うんです。

西日本管内で66カ所と設定をしておりますし、もたもたしとったら、その枠、スキームから外れるんじゃないかなという懸念もします。これこそそれぞれの自治体、熊本市、合志、あの辺がやる事業ですけれども、県の持ち出しの金はほとんど要らないですね。だから、その辺はやっぱり仲介役というか、県が推進役として一生懸命取り組んでいただいてやらないと、なかなか当該関係自治体だけでは前へ進まない部分もあると思うんです。

だから、この辺は県が牽引役として一生懸命取り組んでほしい。答弁では、次の段階になる協議会の設置に向けてということでしたけれども、勉強会ができて半年近くなってるんです。2回目も開かれていないということは、何でももたしているのかなと非常に懸念をしているわけです。

小川の方も結構進んでいるというふうなことは聞いていますが、やっぱり熊本県内にもそういうスマートインターが2～3カ所あっても、何ら遜色にならないと思いますけれども、土木部長その辺を、今後の取り組み、一生懸命やる姿勢を、決意をいただけるならばというふうに思います。

○松永土木部長 議会の答弁でもお答えいたしましたけども、北熊本サービスエリアを使ったスマートインターチェンジの設置は、これは地域にとってもものすごく重要であり、効果を発揮するものだと認識はしております。ただ、事業主体となります熊本市、合志市が、連結強化という形で許可を取らなければいけない事業でございます。

今、小川のお話、小川バスストップを利用したスマートインターチェンジのお話がありました。この例で申しますと、宇城市と氷川町がかなり意欲を示されて、短期間でもものすごい詰めをなされた。それには県としても側面的な援助をいたしました。答弁でもお答えしましたとおり、最終的には事業主体となる熊本市、合志市の事業への取り組み方の問題かと思っています。ただ、そこに県としてどこまで側面的な援助ができるかということかと思っています。

委員がおっしゃいましたように、県としても十分必要性は認識しておりますので、その進捗が滞らないように、主に熊本市の方が今事務局になっておるみたいでございしますが、熊本市それから合志市にも、また植木町にも積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○高木健次委員 いいです。

○上田泰弘副委員長 2つ要望をさせていただきたいと思います。

先ほどの吉永先生の御質問にもありましたけれども、現場代理人の話ですね、これも取りまとめられるという話ですが、できるだけ早くしていただいというの、今度の経済対策でかなりの数の物件が出ると。それで、やっぱり期間的にもダブリながら仕事しなければいけないようなこともあると思

いますので、その辺は早目に発表していただきたいと思えます。

それと、先ほど児玉先生の質問に部長が答えられた中にもありましたけど、今度の緊急経済対策、できるだけいろんな地域が同様になっていかなければいけないと思えます。そういった意味では、地域の実情も見ていただきながらというのが、いろんなランクの会社があるわけで、今度発注基準の価格の見直しがありましたけど、それでその辺もちゃんと上上がりとか下下がりができなくなったわけですので、その辺を配慮いただきながらの発注というのも考えていただきたい。その地域にどのランクの業者さんが、どれだけいるというのを見た上での発注をしていただきたいと、要望をさせていただきます。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 今度は補正で幅広くインフラ整備が進むか期待をしております。

これは私、その他でございますので、聞いた話をちょっとお話をいたします。

補正の仕事が出るということで、今建設業者の方が、銀行に足繁く運転資金の融資の相談に通っているそうでございます。この補正が出た後に、3年後、5年後にこれだけ仕事が続いて出る見込みがあるのか。補正で終わりなのか。

といいますのが、国も県も建設業者に、本来の仕事以外の事業を探しなさいと、農業をしなさいとかです、観光事業に転換しなさいと言ってこられた一面がございます。これはほんの一面であると思えます。その気になつた建設業者の方が、また本業に立ち戻ると借金がふえると、こういう懸念を、私は直接建設業者の方から聞いております。

出したならば後の責任もとらぬといかぬわけでございます。3年後、5年後、10年後がどのような見通しが立つのか。今、国の財

政、県の財政を考えますと、私はかなり難しいと。人間というのは、目の前にえさがぶら下がりますと、これはおいしいと思えます。そして、銀行に運転資金の融資の相談に足繁く通う業者がたくさんおるといことも聞いております。

やはりこういうところも配慮に入れておきませんと、インフラは整備したと、危険箇所5,000カ所のうちの2割ですから、今1,000カ所ぐらい急傾斜地に限れば仕事が進んぞる。それが100カ所進んだならば何%進んだかちょっと私計算できませんけれども、インフラは進んでおりますけれども、今まで進めてきた業者の業務の転換がまた元の本阿弥になり借金がふえたと、5年後、7年後に今回の補正が果たして喜ばれるのかと、そういうことも私は考えていただけたらと思うて、その他の項でちょっと発言をさせていただきます。

○守田憲史委員長 答弁はよろしいですか。

○堤泰宏委員 ちょっと言うてもらわぬと、先の見込みがあるかどうかを。

○鷹尾監理課長 今回の緊急経済対策ということで具体策が打たれるわけでございますが、確かに建設市場については公共も民間もずっと減少傾向にございます。建設業を取り巻く経営環境は大変苦しい状況になったわけでございますけれども、今回の経済対策によりまして一時的に受注という行為を通して、結果的に好転をするというようなことも期待できるのではないかと考えておまして、またあわせて私どももそういう環境の中で、建設産業の振興プランというものを定めて、他の分野に、新しい分野への進出等についても実施、支援を行っておるところでございます。

そういうものと相まって、回復につながれ

ばというふうに期待をしておるところでございます。

○堤泰宏委員 よかです。

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されております。お手元に写しを配付しておりますので、後でござんいただきたいと思っております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

午後0時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長